コロナ禍で、仕事で困っているあなたへ

あなたがもらえる可能性のある雇用関係の給付金を
チェックしましょう

休業手当がもらえなかった

▼

休業支援金

仕事をやめて職探し中

▼

雇用保険

（求職者給付）

雇用保険が対象外だった

▼

求職者支援制度

（職業訓練受講給付金）

裏面のチャートで、あなたが使える支援策をチェック！

これらの雇用関係の給付金以外にも、緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金、生活保護制度があります。こちらをご覧ください

（緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金）

（生活保護制度）

厚生労働省・福岡労働局・ハローワーク

チェックシート

該当するか見てみましょう！

コロナ禍で会社が休業したり、シフトを減らされたが、会社から休業手当が出ない

はい

勤め先は中小企業である

はい

R2.10.1～R3.4.1の間に休業した

はい

休業支援金

新型コロナの影響により休業させられたにもかかわらず、会社から休業手当を受けることができなかった方に、給与の**最大８割**が給付されます。

※対象期間等が該当しない方は、例外もあります。
　また、対象月によって、申請期限が異なりますので、厚労省ＨＰをご覧ください。

【お問い合わせ先】
厚生労働省
休業支援金・給付金コールセンター
TEL 0120－221－276

いいえ

シフト制や日々雇用で常態的に働いていた

はい

R2.4.1～R2.6.30またはR3.1.8以降に休業した

はい

仕事を探している

はい

勤め先をやめた

はい（離職した）

やめる前に１年以上（解雇等の場合は6ヶ月以上）、週20時間以上働いていた

はい

雇用保険（求職者給付）

雇用保険に入っていた方が離職し、再就職に向けて活動する場合に、給与の**最大８割**が給付されます。

※公共職業訓練を受講中は、訓練終了まで雇用保険の受給が延長されます。

【お問い合わせ先】
お住まいを管轄するハローワークへお問い合わせください。

いいえ（在職中）
・週20時間未満
・雇用保険加入なし

いいえ

再就職のために、職業訓練を受講したい

はい

求職者支援制度

（職業訓練受講給付金）

雇用保険を受けられない方が、**月10万円**の生活支援の給付金を受けながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

※職業訓練受講給付金は支給要件がありますので、厚労省ＨＰをご覧ください。

【お問い合わせ先】
お住まいを管轄するハローワークへお問い合わせください。